## 令和3年度 府省及び関係団体 陳情書

(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合) <厚生労働省 職業関係 陳情書>

## 【あはき関連】

- 1. 最高裁においてもあんま師等法第19条の正当性が認められるよう 万全の体制で臨むこと。
- 2. 受領委任制度において鍼灸マッサージを柔整師と同様に取扱うこと。
- 3. 病院治療と鍼灸治療の療養費払いの併用を認めること。
- 4. 三療における無免許、違法業者の取り締まりを強化すること。
- 5. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が激減した視覚障害 を有するあはき自営業者や訪問マッサージ等に従事する者に対し、一 律に10万円を給付する等の支援を実施すること。
- 6. あはき施術に対し公費助成を受けられる制度を全国に広めること。
- 7. あはき免許保有証更新時の添付書類を簡略化すること。
- 8. 広告等において「治療院」の名称を使えるようにすること。

## 【福祉施策と雇用施策の連携】

- 9. 重度障害者等就労支援特別事業としての通勤や職場等における支援に関するガイドラインを、より実効性の高い内容に改定し各自治体が取り組みやすくするとともに、地方自治体に対し確実に実行されるよう働きかけること。
- 10. 重度障害者等就労支援特別事業として、通勤に同行援護が利用しやすいものにすること。

- 11. 重度障害者等就労支援特別事業を地域間格差のない利用しやすい制度とすること。
- 12. 重度障害者等就労支援特別事業の普及のため、国は市町村に対し制度の対象者や趣旨について情報提供を徹底するとともに、具体的な活用事例を示すためのモデル事業を実施すること。

## 【雇用・就労】

- 13. 職場介助者制度を視覚障害者が障害の実態に即して使いやすくするため、視覚障害者からその配置を求めることができる制度に改めること。
- 14. 視覚障害者の一般就労に対応した訓練体制の整備とジョブコーチの育成をすること。
- 15. 就労を希望する視覚障害者が希望した職業で安定して働き続けられるよう、職場介助者が確実に配置され、あるいは合理的配慮が確実に実施される等、更なる雇用環境の改善を図ること。
- 16. 視覚障害者の就労の場及び居場所として、「就労継続支援A・B型」 事業所利用条件を65歳までから70歳までに改正すること。
- 17. 電話交換手の養成事業を復活させ、積極的に養成事業を実施すること。
- 18. 視覚障害者の職域拡大のために、国や市町村等の公的機関、民間企業で視覚障害あはき師をヘルスキーパーとして雇用させること。